

学校生活における 事故防止の留意点

Ⅳ 学校生活における事故防止の留意点

1 小学校における事故防止の留意点

東京都世田谷区立塚戸小学校長

東京都学校安全教育研究会会長

永山 満義

1 小学校における死亡事故・障害事故

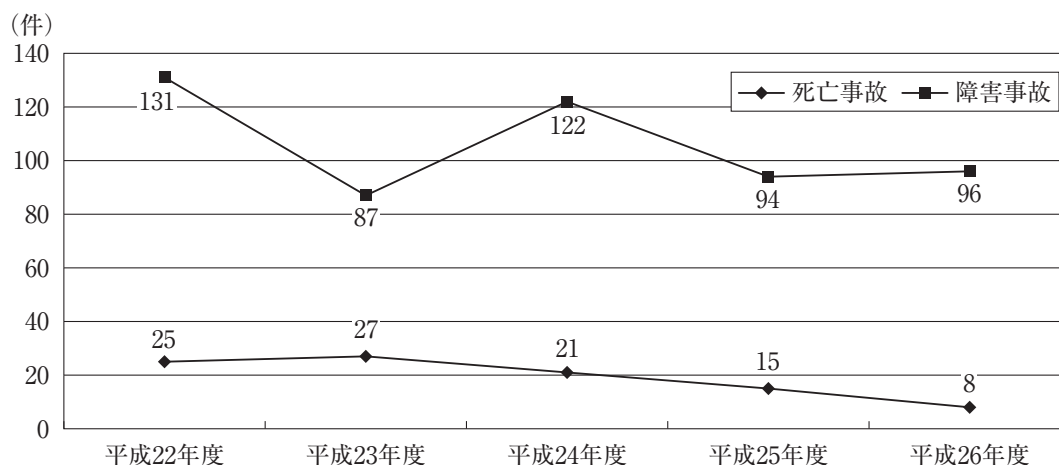
独立行政法人日本スポーツ振興センターは、学校の管理下で児童生徒等が災害（負傷・疾病・傷害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行っている。表と図は、そのうち「死亡見舞金」「災害見舞金」「供花料」を支給した過去5年間の場合別発生件数である。死亡事故は、数の上では減少傾向にあるようだが、それでもまだ8件ある。障害事故についても年度によって差はあるものの減少しているとは言えない。しかし、この件数は「死亡見舞金」「災害見舞金」「供花料」の支給対象となった事故の数である。したがって、どの学校でも日常的に起こる比較的軽微な傷病の事例は含まれていない。つまり、表の死亡事故総計8件、傷害事故96件の背景には膨大な数の日常の事故が発生しているということである。

表 小学校における死亡事故（供花を含む）・障害事故の場合別発生件数

	死亡事故					障害事故				
	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度
各教科等	3	3	2	5	1	20	23	29	22	22
特別活動	1	3	2	1	1	11	8	13	6	15
学校行事	1	0	1	0	1	6	4	5	2	6
課外指導	0	1	2	1	1	3	0	0	3	6
休憩時間	2	2	6	3	3	45	53	66	48	68
通学中	1	6	8	17	18	11	6	9	6	14
総計	8	15	21	27	25	96	94	122	87	131

※過去5年間

図1 小学校における死亡事故（供花を含む）・障害事故の場合別発生件数の推移



2 小学校における負傷・疾病

表 小学校における負傷・疾病の場合別発生件数 (平成26年度)

	各教科等	特別活動	学校行事	課外活動	休憩時間	寄宿舎	通学中	合計
件数(件)	105,585	35,946	15,328	10,577	184,664	59	29,334	381,493
割合(%)	27.7	9.4	4.0	2.8	48.4	0.0	7.7	100.0

文部科学省の学校基本調査によると、平成26年5月1日現在、全国の小学校の数は20,852校、児童数は6,638,174人という調査結果が出ている。平成26年度における小学生の負傷・疾病の数(災害共済給付対象)は381,493件である。したがって、児童の約6%が、負傷、疾病における災害共済給付対象となっている。一見少ないように思われるが、これは負傷して医療機関で受診して災害共済給付を受けた場合の数である。実際の負傷や疾病の数は、この何倍もある。

上の表からも分かるように、負傷・疾病を場合別に見てみると、圧倒的に休憩時間が多い。次いで、各教科、特別活動の順になっている。授業中の負傷では体育の時間が最も多く、各教科の105,585件のうちの約80%を占めている。続いて図画工作が約5%、理科が2%となっている。前に述べたように、この数字に表れていない負傷・疾病の数は相当なものであろうと推測される。

「ヒヤリハット」という言葉がある。ヒヤリハットは、重大な災害や事故には至らないものの、起きてもおかしくない一歩手前の事例やエピソードのことで、文字通り、「突発的な出来事やミスに、ヒヤリとしたりハッとしたりするもの」という意味である。階段を一段踏み外したり、道の段差でつまずいたり、廊下の曲がり角でぶつかりそうになったり、駆け込み乗車で電車のドアに挟まれそうになったり…。子どもたちが多数生活する学校においても、毎日がヒヤリハットの連続である。一方、「ハインリッヒの法則」というものがある。「重大事故の陰に29倍の軽度事故と、300倍のニアミスが存在する」という内容である。ヒヤリハットをこの法則に当てはめると、ヒヤリとしたりハッとしたりすることが300回起こるうちの1回は、重大事故につながるということになる。つまり、ヒヤリハットを減らせば重大事故も減ることがいえる。

学校生活の中で、子どものケガは日常的に起こる。転んで膝をすりむく程度のケガなどは毎日のように発生する。だから、休み時間直後の保健室は子どもたちで賑わっている。

会社などの大人の世界では、普通そのようなことはない。子どもは大人がしないような行動を平気でする。明治以来の教育課題と言われる「廊下走り」はその典型である。走る必要の無い場合でも走る。しかも曲がり角で止まらない。当然衝突事故が起こる。子どもは目先のことに気を奪われ、周りが目に入らなくなるからである。学校生活は、まさにヒヤリハットの連続だといえる。

子どもは常に好奇心旺盛で、行動先行型である。じっくり考えてから行動することは、大人に比べてはるかに少ない。時として、大人が予想もしない行動をとることもある。

反面、周りに注意を払い、危険かどうかを判断し、それを未然に防ぐという能力はまだ未熟

であり、低学年ほどその傾向は強い。事故を防ぐためには、まず子どもの実態や発達段階を理解することも大切である。

3 事例から学ぶ

ここからは、具体的な例をいくつか挙げてみたい。なぜその事故は起こったのか。どうすれば事故は防げたのか。年間40万件近い負傷・疾病の事故があるが、当然それぞれに原因はあるし、防ぐこともできたかもしれない。それを考えることで、将来の事故を減らすことにつながっていく。そういう意味で、過去の事例から学ぶことは大切である。

25死-4	小5年・女	その他	給食指導
-------	-------	-----	------

給食の時間に、自分の分（アレルギー除去食）を食べた後、おかわりを希望して、担任からアナフィラキシーショックを起こす原因のチーズが入った「じゃがいもチヂミ」をもらい、チーズが入っていることを知らずに食べてしまった。その時は本児童から体の不良の訴えが無く、誤食に気付かないでいた。約35分後の清掃の時間に「気持ちが悪い」と訴えがあった。顔が紅潮し呼吸困難な状態であった。救急車を要請、エピペンを打ち、胸骨圧迫（心臓マッサージ）・人工呼吸を続けた。AEDを作動させたが処置なしの判定であった。病院に搬送されたが、死亡が確認された。

本来なら食べてはいけないものを、何らかの原因で誤食してしまうことによって発生するアレルギー事故は、どこの学校でも起こり得る。特にアナフィラキシーショックを起こすと、最悪の場合命を落とすこともある。したがって、アレルギー除去食が確実に本人に渡るよう、何重にもチェック体制を整えるとともに、その都度確認をしなければならない。また、万一の場合に備えて、エピペンの打ち方や緊急連絡方法の研修も行っておく必要がある。アレルギー事故は、ほとんどが人為的なミスで起こるので、校内体制を強化することで防ぐことのできる事故だといえる。

26障-31	小6年・男	視力・眼球運動障害	特別活動：長縄練習
--------	-------	-----------	-----------

長縄練習をしていたときに、1分間で140回くらいの速さでロープ（太さ1cm）をまわっていたため、勢いよくまわしている縄が両眼に当たった。見えづらい気がしていたが、痛みがやわらいだため、保健室に行かずに下校した。その後、2週間ほどたっても治らないため、病院を受診した。

長縄が目当たるという事故は多い。特に跳ぶ回数を競う場合、速く回っている縄が顔に接触する確率が高い。指導者の適切な指導のもと、児童の実地を考慮した無理のない練習を心がけなければならない。この事例では、縄が目当たっているのにもかかわらず、その後の対応がおろそかになっていることも大きな課題である。

26障-84	小6年・男	視力・眼球運動障害	休憩時間中
--------	-------	-----------	-------

放課後、教室に残り、野球をしていた。本児童が投げたボールがはずれ、打てなかったことに腹を立て、バッターの児童が手に持っていた新聞紙を丸めて作ったバットを、本児童の体をめがけて投げつけ、その先が右眼に当たり負傷した。

いわゆる“すき間時間”と言われる教師の目の届かないときに起きた事故である。学校には、このような時間帯は大変多い。授業と授業の合間、休み時間、準備中、トイレ休憩や放課後など、教師も子どもも気が緩むときでもある。本件の場合、児童が教室に残っていることを教師が把握していたかどうか、看護当番が校舎内の巡回をして残っている児童に声をかけたかどうかが管理上のポイントである。また、教室での遊びのルールとその周知徹底方法については、生活指導上の課題として校内で再確認する必要がある。

26障-12	小3年・男	視力・眼球運動障害	図画工作
--------	-------	-----------	------

図画工作時間に教材スチレンボードにおもりとして釘を刺し、飛び方を試す学習中、ボードのうしろ側の釘1本が抜け、3mほど離れた位置に立っていた本児童の左眼球に釘が当たり外傷を負った。

この事例では、スチレンボードにおもりとして釘を使ったことが適切だったかが問題の一つになるであろう。飛ばすことだけに意識が集中している児童は、釘が抜けるかどうかということには注意が向かない。また、飛ばす場所にも配慮が必要である。複数の児童が同時に飛ばすわけであるから、校庭や体育館など広い場所を選ばなければならない。

26障-13	小4年・男	視力・眼球運動障害	図画工作
--------	-------	-----------	------

図工の時間、彫刻刀の使い方の指導を受けた後に木を彫っているときに、本児童が持っていたと思われる丸刀が誤って眼に刺さり、眼球に外傷を負う。

この事故は、彫刻刀の使い方の指導を受けた後に起きている。通常の使用では、刃が顔の方向に向いていることはない。掘っているときに誤って目に刺さったということは、児童の使用方法が間違っていたことになる。この事例で学ぶことは、指導方法が適切であったか、あるいは作業をする上での安全な配慮がなされていたかということである。教師の危機管理意識で重要なのは、危険予測能力である。起こるかも知れない事故を、教師が予測し、回避するための手立てを打たなければならない。

26障-14	小6年・女	外貌・露出部分の醜状障害	理科
--------	-------	--------------	----

「植物の生長と日光や水とのかかわり（単元）」の実験中、熱湯が入っているビーカーに同じ実験班の児童の腕が当たり、ビーカーが倒れ、熱湯が本児童の両大腿部にかかった。

事故は、十分な安全対策を取っていた場合でも起こりうる。この事例では、ビーカーに同じ実験班の児童の腕が当たったために起きた。理科の実験で火や薬品を使用するときは、児童へ

の事前指導が特に重要である。あわてない、急な動作をしない、立って実験する、よけいなものを机の上に置かないなど、あらかじめルールを決めておくようにする。ビーカーをトレイの上に置くなど、万一倒れてもお湯が直接児童にかからないような工夫も必要である。

26障-63	小2年・男	外貌・露出部分の醜状障害	休憩時間中
--------	-------	--------------	-------

昼休みに、校庭の隅で追いかっこをしていた。体育小屋と石灰小屋の狭い間から飛び出したところ、別グループで追いかっこをしていた6年生とぶつかり、その反動で消火栓施設（コンクリート製）の角に前額部を強くぶつけてしまい裂創・打撲を負ってしまった。

これもよくある事例である。追いかっこをしている子どもは、前方に注意が向かなくなる。体を使った遊びをする機会が少ない現在の子どもたちは、反射的に物をよけたり四方向に意識を向けたりする経験も少ない。特に、複数の集団が入り乱れて走り回る休み時間の校庭では、いつ事故が起きてもおかしくない状況だといえる。これも、校庭使用や遊びの方法についてのルールをしっかりと決めておくことが大切である。

26障-42	小1年・男	手指切断・機能障害	休憩時間中
--------	-------	-----------	-------

休憩時間中に、1年生男子5人でトイレに行き、2人が1つの個室に入って用を足していたのが見えたので、本児童も一緒に中に入ろうとしてドアに手をかけたとき、個室の中にいた児童が思いっきりドアを閉めたことにより、左手の中指が蝶番に挟まれて開放骨折を負った。

児童用トイレは、しばしば追いかっこの逃げ場となったり、遊び場になったりすることがある。しかも、教師の目が届かない死角となる場所でもある。この事例は個室ドアを強く閉めたことで起きた事故で、通常使用では起こらない。しかし、いったん遊びやいたずらの場となってしまうと、日常では安全な施設や設備が、危険なものになってしまう。学校の死角となる場所を再度確認し、児童への指導と安全への対策をすることが大切である。また、教職員も積極的に児童用トイレを使うなどの方法も有効である。

26障-92	小3年・女	歯牙障害	下校中
--------	-------	------	-----

一緒に下校していた友達のランドセルに本児童が乗りかかり、ふざけていた。友人がランドセルを振りほどいて逃げていき、その際にそばにいた6年生の男子児童が友人と本児童の間に入りとおせんぼをした。とおせんぼした手の横を通ろうと本児童が動いた時に、足下の砂利に足をとられてすべり、顔面が横の塀にぶつかり、上の前歯2本が折れて抜け落ちた。

この事例も、やはり教師の目が届かない下校中に起きた事故である。ふざけていた2人に、6年生がとおせんぼをして入り込み、さらにそれをよけようとしてすべり、顔面を塀にぶつけている。このように、下校中は児童の気持ちがいちばん緩むときで、それだけに思いもよらな

い行動を取ることがある。夢中になっているときは、足下の砂利ですべるかも知れないという「危険予測」は難しい。だからこそ、日常的な指導が必要となる。「ふざけながら下校すると危ない。」と一方的に指導するのではなく、具体的な場面を想定してどんな危険があるかということ、みんなで考えることが大切である。このような学習を、繰り返し、繰り返し行っていくことで、児童の内面に危険予測能力が浸透していく。教育は、子どもとの根気比べである。

26障-25	小2年・男	外貌・露出部分の醜状障害	日常の清掃
清掃時、教室の中廊下をうしろ側から前に向かって走りながらスピードを出し、雑巾で水ぶきをしている際、水うけのステンレスの角に左前腕が当たり、約15cm位切った。			

これは、清掃の時間に雑巾がけをしていて発生した事例である。2年生というのは、何をやっても一生懸命に取り組む。この児童も、がんばって雑巾がけをしていたが、前をよく見ていなかったことと、スピードを出しすぎているために、水うけのステンレス製の角に腕をぶつけてしまった。最近では、家庭で雑巾がけをする機会がほとんどなく、力の入れ具合がよくわかっていない。中には、雑巾がけをしていて前につまずき、前歯を欠損したり、あごを切ったりする事例も多い。また、机で手を挟んだり、ほうきの先が目にあたったり、友だち同士のトラブルが発生したりするなど、清掃中は事故が発生しやすい。出張掃除など、分散して掃除をする場合もあり、やはり教師の目が届きにくい。

このことから、清掃のルールをしっかりと徹底させるとともに、教師自身が危険を予測し、事故を防ぐような工夫をしなければならない。

4 事故を未然に防ぐ

(1) 予測し回避できる事故とできない事故

① 事故が起きやすい場面を予測する

「3 事例から学ぶ」で述べたとおり、一般的に以下のような場合に事故は多い。

- ・子どもが解放されたとき（授業の後、運動会等の練習が終わったとき、下校中など）
- ・子どもが興奮状態にあるとき（体育のゲーム、お楽しみ会、休み時間の遊びなど）
- ・教師の目が届かないとき（休み時間、グループ活動、朝や放課後など）
- ・狭い場所に子どもが集中したとき（靴箱周辺、教室の出入り口付近など）
- ・急いでいるとき（専科教室への移動、休み時間に校庭へ出るときなど）

② 予測し回避できる事故

事故には、適切な対策で防げるものも多い。典型的なのは熱中症である。原因ははっきりしているし、こまめな水分補給や休憩などの対策もとれる。大切なことは、それを教師が十分に熟知しておくことと、子どもたちにもよく指導をしておくことである。万一、事故が発生した場合の対応も全教職員で話し合っておくことが大切である。

③ 回避できない事故

事故には防げないものもある。極端なたとえば、無謀運転の車がいきなり歩道に飛び込

んできたときには避けようがない。また、子どもの遊びに伴うケガも完全には防ぐことはできない。しかし、「回避できない事故」や「予想外の事故」があるという事実をしっかりと認識することで、心に「構え」ができる。この「構え」によって、事故を少しでも小さくすることは可能である。

④ 事故を最小限に

事故を完全に防ぐことはできないけれども、被害を最小限に食い止めることはできる。

そのためには、教師はいつも危機管理意識をもっていなければならない。そして、危険を察知する鋭いアンテナを心の中にもっていかなくてはならない。少なくとも次のことはいつも心に留めておき、実践することが大切である。

- (1) 自分の教室を見回してどんな危険があるか想定することが、危機管理の第一歩。
- (2) 危険箇所に気がついたらすぐに対応する。
- (2) 危険を予知する鋭い感覚を磨いておく。
- (3) 危険に対する正しい判断力・知識・行動力を身につける。
- (4) 「まあいいか」の心のゆるみが事故を招く。
- (5) 保護者と連絡を取り合って信頼関係をつくっておく。
- (6) 事故の後の初期対応によって、その後の展開が大きく変わる。
- (7) 日常的に安全に関する指導をきちんと行い、週案に記録しておく。
- (8) 実践的な計画を作成し、実地踏査はしっかり行う。
- (9) つねに児童の所在を把握しておく。
- (10) 緊急連絡体制を見直し、マニュアルはいつも目に付くところに置いておく。
- (11) 定期点検や、安全点検などの決められたことは、必ず実施する。
- (12) 判断に迷ったら安全策をとる。(何も起きなければそれでよかったのだと考える)

(2) 教師の危機管理意識を高める

① 教師の危機意識を高める

いつも見慣れた自分の教室を見回して、どんな危険が潜んでいるかすぐに見つける力をつけることが危機意識を高めるための第一歩である。掲示物の画鋏が取れていないか、床は濡れていないか、児童机の横にかけてある体操着に足が引っかからないか、地震で棚の上の箱が落ちてこないか…この感覚を磨くことが大切である。

遠足などの行事を計画するときも同じである。大切なことは、計画段階で危険を予測することである。例えばトイレの位置を確認するだけでなく、どこに教師が立つか、人数確認はどうするかということまで、綿密に計画しておかなければならない。「そこまで考えなくても何とかなる」「今まで何の事故も起きなかったから大丈夫」という感覚では失格である。なぜなら、事故は「今まで起きなかった学校」で発生することが多いからである。

② 日常的な実践的訓練を行う

どの学校でも緊急連絡体制が整っており、文書化されているはずである。しかし、突発的な事故が生じた場合、それがしっかりと機能するためには、日常の実践的な訓練がなされていることが大切である。マニュアルは事故が起きてから見るのではなく、事前に内容を熟知し、訓練を行っておかなければならない。

たとえば、給食時に児童がアナフィラキシーショックを起こした場合、その場に居合わせた教師がまず適切な判断を早急に下さなければならない。管理職や養護教諭がない場合も考えられる。そのようなとき、果たしてどれだけの教職員が適切な判断と行動がとれるであろうか。救急機関への連絡や、胸骨圧迫や人工呼吸、AEDの使用などが正しくできるであろうか。マニュアルを読んだだけの場合と、実践的訓練を行った場合とでは、結果は雲泥の差となって現れる。

③ 児童の危険回避能力を育成する

もし授業中に大地震が発生した場合、教師は児童に避難指示はできても、直接身体を保護することはできない。日常の休み時間においても同じである。看護当番の教師が休み時間の校庭で児童の管理に当たっていても、子どもたちはころんだり、ぶつかったりする。それを教師がとっさに抱きかかえたり、防いだりすることはまず不可能である。

したがって、児童が自分で自分の身を守れるようにすることが、きわめて大切になってくる。つまり、児童が自ら危険を予測し、それを回避する能力を育てることである。これは、日常の安全教育をいかに充実させるかにかかっている。特に大切なのは、「危険を予測する」ということである。しかし実際には、危険を予測することは簡単ではない。また、行動もなかなか伴わない。だからこそ、繰り返して指導するのである。

④ 正しい知識を身につける

ここ近年、大規模地震だけでなく、大雨や土砂災害、火山の噴火、記録的な暑さなどの話題が大きく取り上げられている。それらは、熱中症対策や自然災害時における避難行動など、児童の安全確保に直結している。したがって、これらの災害や対策における知識は、教師はしっかりと身につけておく必要がある。

地震はなぜ発生するのか。火山の噴火とどう関係があるのか。なぜ雨が降るのか。安全に避難するにはどうしたらよいか。まず教師が、これらの基本的な知識を学んでおかなければならない。あいまいな知識や受け売りの知識での危機管理は、かえって危険を招く。かつて、大地震が発生したときはすぐに火を消すというのが常識であった。しかし、大きな揺れの中で火を消そうとして天ぷら鍋の油がかかって大やけどしたという事例がいくつもあった。現在では、地震が発生したらまず自分の身の安全を守るという考え方に変わってきた。私たちは常に新しく正しい知識を身につけておかなければならない。

5 それでも事故が起きてしまったら

(1) 児童の安全確保（二次災害の防止）

まず該当児童や周りの児童の安全を確保する。ケガをしていれば、応急処置、他の教師への連絡、救急車の要請などの判断を素早く冷静に行う。

(2) 管理職、養護教諭への連絡（管理職から教育委員会へ）

近くの教職員に連絡し応援を頼み、さらに養護教諭と管理職へ連絡する。救急車の手配や保護者への連絡も迅速に行う。管理職は教育委員会へ第一報を入れる。

(3) 状況の把握（現場の状況、時刻、場所、関係者等）

記録者を一人決め、情報を正確に記録する。ボイスレコーダーに記録して、後で文章に起こしてもよい。子ども同士のトラブルでケガをした場合なども、関係者からそのときの状況を正確に聞き取って記録する。

(4) 保護者への連絡するときの留意点（正しい情報）

管理職の指示のもと、正しい情報を被害児童の保護者に連絡をする。病院に同行した教職員は、その後の詳しい状況を学校に連絡するとともに、駆けつけた保護者への対応も行う。このときの管理職や教職員の対応の善し悪しが、後々に大きく影響してくる。

(5) マスコミ対応

万一、マスコミの取材が来た場合は、窓口（管理職）を一つにして慎重に対応しなければならない。取材の申し込みがあったら、取材内容をはっきりさせた上、教育委員会と相談しながら対応する。

(6) 児童の心のケア

事故対応でもっとも配慮しなければならないことは、子どもを守ることである。大きな事件や事故の場合、子どもやその家族は大きく傷ついていることを忘れてはならない。体の傷は少しずつ回復しても、心の傷は消えることはない。周りの児童も含めて、スクールカウンセラーと連携を図りながら、時間をかけて心を癒していくことが大切である。

6 おわりに

日頃どんなに良い教育実践を行っていたとしても、どんなに保護者や地域から信頼を得ていたとしても、大きな事故や事件が起こるとそれらが一瞬にして崩れ去ってしまう。子どもの安全を守り、信頼される学校にするためには、全教職員が危機意識をもち、万が一のために組織的に対応できるよう、備えをきちんとしておかなければならない。

教師一人一人が「後悔先に立たず」「転ばぬ先の杖」「予防は治療に勝る」という名句をしっ

かりと胸に刻みながら、「自ら危険を予測し、回避できる子ども」の育成を目指していくことが大切である。学校への信頼は、「安心・安全の学校づくり」から生まれるのである。

2 中学校における事故防止の留意点

東京学芸大学教育学部

教授 渡邊 正樹

(1) 学校生活における障害事故防止

図1 中学校と全校種における場合別の障害事故の発生状況

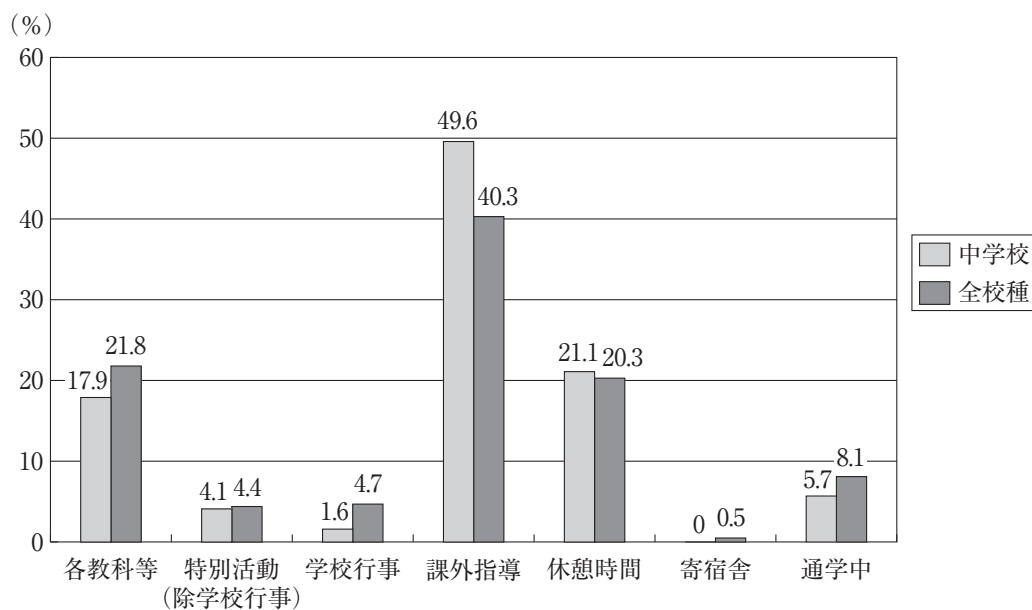


図1は障害事故を中学校と全校種で、場合別に発生割合を示したものである。中学校の特徴として、課外指導での災害の割合が全体と比較して高い傾向が挙げられる。この傾向は例年とほぼ同様である。

① 教育活動中の事故

・体育活動中

体育活動中の障害事故では、保健体育の授業時および課外活動において数多く事故が発生している(表1)。最も災害件数が多いのが課外指導における野球(13件)であり、次いで多いのが課外指導におけるサッカー・フットサル(12件)、バスケットボール(10件)であった。この傾向は例年とほぼ同様である。体育活動中の障害件数の総数は83件であり、昨年度の72件よりも増加した。

体育活動中の事例を読む場合に注意すべきことは、練習や試合そのものとは関係のない事故も少なくないということである。たとえば、悪ふざけやけんかなどが原因となっているものもある。また学校行事の集団宿泊的行事での事故1件は、直接体育活動を行っていたわけではないが、体育施設に関わって発生した事故のため、表1に含めている。

表1 体育活動中における発生状況（障害事故）

場 合		競技種目	件 数
各教科等	保健体育	水泳	3
		跳箱運動	5
		マット運動	1
		陸上競技（その他）	1
		サッカー・フットサル	2
		ソフトボール	2
		バドミントン	1
		柔道	1
		体操（組体操）	2
		その他	2
学校行事	運動会・体育祭	予行練習	1
	その他集団宿泊的行事		1
	学校行事 計		2
課外指導	体育的部活動	水泳	1
		持久走・長距離走	2
		障害走（ハードル）	1
		サッカー・フットサル	12
		テニス（含ソフトテニス）	5
		ソフトボール	4
		野球（含軟式）	13
		バレーボール	2
		バスケットボール	10
		ラグビー	2
		卓球	4
		バドミントン	3
		柔道	2
		課外指導 計	61
計			83

野球では顔面にボールが直撃するなど、顔面の負傷による障害が多く発生している。特に自打球による事故（事例27障-159など）が3件、それ以外にもバットに当たるなどの事故が発生しているが、事例27障-161のようにマスクの不着用による事故も発生している。指導者は単に技能を高める指導だけではなく、施設・設備・用具等の安全な使い方、また練習時の安全な環境づくりなどについても指導を行うことが必要である。

27障-159	中3年・男	視力・眼球運動障害	課外指導：野球（含軟式）
---------	-------	-----------	--------------

朝練習の時、自分の打った打球が左眼に直撃した。

27障-161	中3年・男	視力・眼球運動障害	課外指導：野球（含軟式）
---------	-------	-----------	--------------

練習中、マスクをつけずキャッチャーをしていた際、ピッチャーが投げたボールが右眼に当たった。

サッカー・フットサルもまた野球同様に、ボールの直撃による顔面の障害が多い（事例27障-133）。また選手同士の接触が多いことも原因に挙げられる（事例27障-132）。

27障-133	中1年・男	精神・神経障害	課外指導：サッカー・フットサル
---------	-------	---------	-----------------

サッカーの部活動の休憩中、他の生徒の蹴ったボールが右顔面に当たり、口の中が切れ、出血した。口の中をすすぎ、約15～20分休み、練習に戻ったが、約10分後、頭痛がし、意識がうすれ、ゆっくりと座り込むように横に倒れた。

27障-132	中1年・男	外貌・露出部分の醜状障害	課外指導：サッカー・フットサル
---------	-------	--------------	-----------------

サッカーの試合中、相手チームの選手と接触してころび、左腕をつき、骨折をした。

バスケットボールの典型的な事故は、選手同士の接触である。たとえば事例【27障-170、171】が該当する。

27障-170	中2年・女	精神・神経障害	課外指導：バスケットボール
---------	-------	---------	---------------

バスケットボール部の練習中、走りながらのパス練習を行っていたところ、顔面左側が左のレーンの生徒の胸とぶつかった。

27障-171	中3年・男	歯牙障害	課外指導：バスケットボール
---------	-------	------	---------------

バスケットボール部の練習試合で、相手チームの選手がシュートをしようとした時に相手の肘が口にあたり、上の前歯が2本折れた。

上記の競技も含めて施設・設備等や練習環境等に関わる事故は毎年発生している。たとえば、事例27障-145のようにワイヤーによる事故、事例【27障-153】のように練習場所近くの朝礼台に衝突した事故である。これらは練習や試合そのものが事故の原因となっているのではないが、発生が十分予想できる事故として注意が必要である。

26障-145	中2年・女	視力・眼球運動障害	課外指：テニス（含ソフトテニス）
---------	-------	-----------	------------------

テニス部の部活動中に、テニスコートでネットを張ろうとして、ワイヤーを巻いている際に、ワイヤーが支柱から外れて、左眼にワイヤーがはね、眼が開けられなくなった。

26障-153	中1年・男	歯牙障害	課外指導：野球（含軟式）
---------	-------	------	--------------

ノックを受けている最中に左寄りに流れたフライを捕球しようとしていたときに、近くにあった朝礼台に気付かずに突進し、腹部を打ち、前歯を朝礼台の上に強く打ちつけた。

保健体育の時間では、計20件の障害事故が報告されており、26年度は跳箱運動での事故が5件と最も多かった（たとえば事例26障-100）。いずれも転倒や落下による事故であった。連年のように水泳の事故も発生しているが、水泳での飛び込みによって頭部をプール底で強打するという事故であった（事例26障-99）。同様の事故は昨年度も報告されており、十分に発生が予想できる事故のため、確実に防ぎたい。

26障-100	中2年・男	せき柱障害	保健体育：跳箱運動
---------	-------	-------	-----------

体育の授業中、高さ約110cmの跳箱に着手して跳んだところ、バランスを崩して前のめりになり、セーフティマット上に首から背中にかけて落ち、背中に衝撃が走り動けなくなった。

26障-99	中2年・男	精神・神経障害	保健体育：水泳
--------	-------	---------	---------

水泳の授業中、飛び込みをしたときに、プールの底で頭部を強打した。意識はあるが首から下が動かなくなった。

ところで事例【26障-125】は学校行事の集団宿泊的行事での事故であり、直接体育活動を行っていたわけではないが、体育施設・設備に関わる事故として挙げた。管理が不十分であった可能性がある。

26障-125	中2年・男	外貌・露出部分の醜状障害	学校行事：集団宿泊的行事
---------	-------	--------------	--------------

宿泊学習から学校へ帰着後、トイレに行こうとグラウンドを走っていた際、倒してあった防球ネットにつまずき転倒し、防球ネットの足の部分に顔をぶつけ顔面を切るとともに膝や左手の指を地面に強くぶつけた。

・体育活動中以外

体育活動中以外では、各教科等と特別活動（学校行事を除く）、学校行事で、計7件の障害事故が発生している（表2）。特に多いのが日常の清掃である。

表2 体育活動中以外における発生状況

場 合		件数
各 教 科	家庭（技術・家庭）	1
	その他の教科	1
	各教科 計	2
特 別 活 動 (除 学 校 行 事)	給食指導	2
	日常の清掃	3
	特別活動 計	5
計		7

日常の清掃における事故の事例【26障-121】は、どの学校でも発生する危険性がある。また体育以外の教科での事故の数は少ないが、事例【26障-117】のような事故は発生する危険性が高いと思われる。

26障-121	中1年・男	歯牙障害	日常の清掃
---------	-------	------	-------

掃除時間中、1階から2階に向かう階段の場所で掃除をしていたところ、外側から窓を拭いていてバランスを崩し転落した。

26障-117	中3年・男	視力・眼球運動障害	各教科等：家庭（技術・家庭）
---------	-------	-----------	----------------

蛍光灯の傘を作るためアクリル板を加熱しながら曲げていくところを、十分に過熱しないまま無理に曲げようとしたため、アクリル板が折れ、破片が右眼を直撃した。

② 教育活動中以外

教育活動中以外では休憩時間中に事故が数多く発生している。

表3 教育活動中以外の発生状況

場 合		件数
休 憩 時 間	休憩時間中	6
	昼食時休憩時間中	9
	始業前の特定時間中	6
	授業終了後の特定時間中	5
	休憩時間 計	26
通 学 中	登校中	3
	下校中	4
	通学中 計	7
計		33

休憩時間中の事故は、その多くが事例【26障-194、195】のように、「けんか」「遊び中」「ふざけ合い」が主な原因となっている。自分たちの行動がどのような結果を招くかという危険予測が不十分であることがうかがえる。

26障-194	中1年・男	歯牙障害	昼食時休憩時間中
---------	-------	------	----------

体育祭当日の昼休憩時間中、クラスの生徒と口論になり、本生徒が相手生徒の腕をつかんだため、相手がそれを振り払おうとして腕が、本生徒の口に当たり、前歯が抜けてしまった。

26障-195	中2年・男	視力・眼球運動障害	昼食時休憩時間中
---------	-------	-----------	----------

昼休みに、教室で友人と遊んでいたところ、友人が近くにあったシャープペンシルを近距離より上投げしてきて、右眼球に刺さって見えなくなった。

通学中の障害事故は、ここ数年は5、6件程度であり、今年の報告事例も7件であった。例年同様に自転車の事故が多く、7件中4件が自転車事故であった（事例26障-218、219）。

26障-218	中1年・男	歯牙障害	下校中
---------	-------	------	-----

自転車で下校中、段差につまずき顔から倒れ込み、前歯を地面で打ち、頬を擦りむいた。

26障-219	中1年・女	外貌・露出部分の醜状障害	下校中
---------	-------	--------------	-----

自転車で下校中、歩道の段差に自転車の前輪が接触し、転倒し、後続の友人の自転車がぶつかった。その際に、両膝、下顎を負傷してしまった。

(2) 学校生活における死亡事故防止

① 教育活動中の事故

・体育活動中

体育活動中の死亡事故は9件であり、うち4件は突然死であった。依然として突然死対策は重要である。

表4 体育活動中の発生状況（突然死は内数）

場 合		競技種目	件数	突然死
各教科等	保健体育	バレーボール	1	1
		スキー	1	
学校行事	競技大会・球技大会	持久走・長距離走	1	1
課外指導	体育的部活動	陸上競技（その他）	1	
		サッカー・フットサル	1	1
		テニス（含ソフトテニス）	1	
		野球（含軟式）	1	
		バスケットボール	1	
計			9	4

体育授業の死亡事故は1件が突然死であり（事例26死-9）、もう1件が頭部外傷であった。課外指導の死亡事故6件はいずれも体育的部活動で発生しているが、突然死は2件（たとえば事

例26死-16)であったが、他の4件は「学校の出来事による死亡」等であり、体育活動が直接的な原因ではないと思われる。学校行事による死亡事故1件は、中枢神経系の突然死であった(事例26死-13)。

26死-9	中1年・男	突心臓系	体育：バレーボール
-------	-------	------	-----------

体育の交流授業中、体育館で準備運動後ボール投げ運動を行っていたが、床に座り込んだので授業の担当教諭が声をかけた。身体を支え体育館の入り口に連れて行こうとしたところ、目の前がちかちかすると言った後、身体が硬直し声をかけても反応がなくなった。その場で気道を確保しながら、心臓マッサージとAEDを実施した。救急隊到着後、病院で救命処置を受けるも、同日死亡した。

26死-16	中3年・男	突心臓系	体育：サッカー・フットサル
--------	-------	------	---------------

数校とサッカー練習試合の3試合目を行っていた。本生徒はボールのプレーとは直接関係のない位置にいて、突然うずくまるように倒れた。プレーを中断させ駆け寄った顧問が確認すると、自発呼吸はあったが、呼びかけに反応がなく意識のない状態だった。すぐに、119番通報、心臓マッサージ・人工呼吸とAEDを実施した。病院に搬送後、手術を受け治療を続けていたが、数日後に死亡した。

26死-13	中2年・男	突中枢神経系	学校行事：持久走・長距離走
--------	-------	--------	---------------

学校行事の学級対抗駅伝大会で、本生徒はマラソン(1,650m)終了後、校庭に設置されたクラス応援席で休んでいたが、「疲れたから寝る。」と伝えて仰向けになった。その後、他の生徒が声をかけたが返事がないので、すぐに近くにいた教諭や養護教諭に連絡した。担架で保健室に運び、直ちに救急車で病院に搬送、治療を受けたが、数日後に死亡した。

・体育活動中以外

体育活動中以外の教育活動中の死亡事故は、各教科等(音楽)、学級活動、集团的宿泊行事、文化的部活動がそれぞれ1件であった。

②教育活動中以外

教育活動以外の発生件数は9件で、突然死は3件であった(表5)。突然死以外の6件は「学校の出来事による死亡」等と報告され、いずれも自殺と思われる。中学生の自殺予防は極めて重大な課題である。

表5 教育活動中以外の発生状況(突然死は内数)

場 合		件 数	突然死
休憩時間	休憩時間中	4	2
	始業前の特定時間中	1	
通学中	登校中	3	1
	下校中	1	
計		9	3

(3) 供花料支給事故の防止

供花料が支給されるのは、学校の管理下で発生した死亡事故のうち、第三者から損害賠償等を受けた事故である。

表6 供花料支給事故の発生状況

場 合		件数
学校行事		1
通学中	登校中	2
	下校中	1
計		4

学校行事の1件を除き、他3件は通学中の交通事故によるものである（たとえば事例26供-10）。

26供-10	中2年・男	頭部外傷	登校中
--------	-------	------	-----

サッカー部の朝練習のため、自転車で登校中、信号のない三叉路で中型トラックにはねられ頭を強く打った。病院に搬送され、手術を受けたが、数日後に意識不明のまま死亡した。

(4) 総括

死亡事故では教育活動中は突然死が多く、逆に教育活動以外では突然死は少なかった。体育活動中の障害事故は例年と同傾向であったが、報告件数はここ3年増加傾向にあるので要注意である。障害事故が最も多い課外指導、特に体育的部活動に関しては、本人の技術の未熟さや集団的競技への不慣れなどが事故原因と考えられる。しかし、施設・設備や練習・試合環境が不適切であることが原因となっている事故も少なくない。施設・設備、用具の使用法の生徒への指導や、指導者自身による安全管理も徹底する必要がある。さらに、中学生の事故原因として数多くみられる悪ふざけやけんかへの生徒指導や、自殺防止のための相談活動など多面的な取組も事故防止には必要である。

毎年、中学校では類似した事故が発生している。関係者はこのような事例を参考として、校内研修などを通じて事故防止対策を確実に行ってほしい。

3 高等学校・高等専門学校における事故防止の留意点

東京女子体育大学体育学部

教授 戸田芳雄

本項は、学校の管理下の高等学校・高等専門学校における障害や死亡等の現状と事故防止に関する留意点について述べる。

(1) 学校生活における死亡事故防止

① 教育活動中の事故

・体育活動中 6件

表1 体育活動中における死亡事故の状況

教科名等	種目等	件数	備考
課外指導	水泳	1	合宿初日、プールでクロール練習中に変調。(突然死；大血管系)
	持久走・長距離走	1	陸上競技会出走準備中に変調。(突然死；中枢神経系)
	野球(含軟式)	2	部活動の終盤のインターバルトレーニング中に意識を失う。(突然死；心臓系) 練習試合中に落雷(電撃死)
	剣道	1	海辺でバーベキュー中に行方不明。海岸線から約5m先の海上で発見。(溺死)
	フェンシング	1	試合形式の練習中倒れる。(突然死；大血管系)
合計		6	

体育活動中の死亡事故は、6件で昨年より3件減少し、課外指導中のみであった。

そのうち、4件が突然死である。この事故を防止するには、心臓に疾患を持つ生徒だけでなく、日ごろから全ての生徒に対して健康管理・指導を行なうことはもちろん、特に体育活動においては、準備運動を十分行なうとともに、当日の運動開始前及び運動中、運動後の健康状態の変調等を観察し、異常が見られた場合は、学校医に救急処置を依頼したり、救急車等ですぐ受診させたりするなど迅速な対応が必要である。また、本センターで発刊している「突然死予防必携」(23年改訂)(文部科学省、スポーツ振興センターHP掲載)等も参考とし、引き続き指導と管理に力を入れる必要がある。

その他では、練習試合中の落雷による電撃死が1件発生したが、その状況としては、当日午後の練習試合開始早々に雨が降り、約20分後、雨も上がり、雲も切れてきて青空も見えてきたので、公式審判員と両校の監督とで、試合を続投することになった。となっている。屋外の体育活動においては、しばしば落雷による事故が発生している。現場の判断のみならず、気象庁の情報も必ず加味することが必要である。

・体育的活動中以外での死亡事故 2件

表2 体育活動中以外における発生状況

教科名等	活動名等	件数	備考
各教科等	理科	1	始業時に2分ほど起立して話を聞いた後に着席しようとしたところ、突然崩れ落ちるように倒れた。(突然死；心臓系)
学校行事	大掃除	1	4階廊下の外側の窓ふきを手伝おうとして窓の外にある庇の床面に下りる際、バランスを崩し、2階テラスに転落。(内臓損傷)
合計		2	

体育的活動中以外での死亡事故は、2件であり、突然死（心臓系）と転落による内臓損傷である。

突然死は予見が非常に難しいが、教師や指導者は、このような事例を参考として、学校内外にかかわらず、事故が起こらないようにするため、丁寧かつ慎重な観察、環境及び生徒の状況（疲労や行動、健康状態）の両面から予測される幅広い危険の有無を点検し、改善や指導を行うことはもちろん、事故が起こったときの迅速な救助や救急体制を整えておく必要がある。

また、大掃除中の転落に関しては、恒例の行事であっても必ず事前調査や危険の有無を検討し、必要な対策を講じておくことが必要であることは言うまでもない。

② 教育活動中以外の死亡事故

・休憩時間等の事故 1件

表3 教育活動中以外の発生状況

場合別		件数	備考
休憩時間	授業終了後の特定時間中	1	授業終了後、追試験の開始時刻までの間、外出し、踏切内で列車にはねられた。(頭部外傷)
合計		1	

休憩時間等に発生した1件は、列車事故であった。このような事故の防止には、休憩時間中の過ごし方の指導及び生徒の動向把握、計画的な安全教育によって、危険を予測し、回避するため、安全な交通の仕方等を生徒に徹底する必要がある。

③ 通学中の事故 2件

表4 通学中の発生状況

場合	状態	件数	備考
下校中	徒歩	1	持病があり、帰宅しようとして駅の改札口をでたところ、突然意識を失い倒れた。(突然死；心臓系)
	鉄道	1	病気治療中で、体調不良により早退下校中、ホームで駅に入ってきた電車にふらついた本生徒の頭部が接触。(頭部外傷)
合計		2	

通学中の死亡事故は、2件で昨年より4件減少した。いずれも下校途中での変調が起因している。これらの事故を防ぐには、家庭や地域とも連携し通学中の安全確保を図るとともに、交通事故・踏切事故はよそ見や思い込みを廃し、危険を予測し、慎重な運転・通行等によって防げる事故がほとんどである。計画的な安全教育によって、危険を予測し、回避するため、安全な交通の仕方等を生徒に徹底する必要がある。

また、通学中の事故は、交通事故が大半であり、日ごろから、駅構内やホーム、踏切の安全、登下校中の安全について幅広く注意を促すとともに、各学校が連携したり、交通指導員、保護者やスクールガード、警察など地域の関係機関や住民の協力を得たりしながら、防犯も含めて安全点検や実地の指導を行うなど細心の注意を払う必要がある。

ヒヤリハット体験などを題材に、生徒の身近な体験を通じた危険予測学習などを展開することも有効であると考えられる。加えて、人間関係や体調の不良、態度や行動の変化や異状などにも注目したい。

(2) 供花料支給対象の死亡事故の防止

供花料を支給した事故 19件

表5 供花料支給対象死亡事故の発生状況

場 合	内容等	件 数	備 考
保健体育	持久走・長距離走 サッカー	2	インターバルトレーニング後、倒れた(突然死;心臓系) ゴールポストが倒れ、挟まれた(窒息死)
課外指導	野球(含軟式) 2 バスケットボール1	3	学校の出来事による死亡(窒息死) 1 周辺のランニング中に行方不明。翌日、市道下の斜面で発見(熱中症) 1 練習中に倒れる(突然死;心臓系) 1
寄宿舎にあるとき		1	自室でロープで首を吊った状態で発見(窒息死)
登校中	徒歩	1	信号無視の車と衝突
	自転車	4	信号無視の車と衝突1、横断中自動車と衝突1 交差点で自動車と衝突2、
	鉄道	1	線路内に立ち入電車と衝突
下校中	徒歩	2	交差点でダンプカーと衝突1、交差点で自動車と衝突1
	自転車	2	交差点でトラックと衝突1、交差点で自動車と衝突1
	鉄道	1	線路に転落
	原動機付自転車	1	カーブを通過の際対向車と衝突
通学に準ずる時	自動車	1	相手方車両がセンターラインを越え、正面衝突
合 計		19	

供花料を支給するのは、学校の管理下において発生した死亡事故で、第三者より損害賠償等を受けた場合である。これらの事故は、その防止について前述の死亡事故と同様に一層力を入れる必要がある。

供花料を支給した学校管理下の死亡事故は、19件で3件増加している。そのうち、道路交通事故が最も多く11件である。その他に、今年も転落・自殺(疑いを含む)と見られるものが3件ある。

道路交通事故は、昨年と同様にトラックや乗用車との衝突、横断中又は交差点での事故があり、特に自転車の事故が6件と目立っている。

交通事故の防止については、通学中の事故防止の留意点で述べたことに加えて、通学路等の危険予測学習、通学路の交通安全マップ作成等を行い、登下校中の安全について注意を促すとともに、ヘルメットの着用による頭部の保護、生徒会での自主的な活動の推進、各学校の連携、保護者や警察など地域の関係機関や住民の協力を得て、安全点検や実地の指導を行うなど事故防止に対する学校や保護者の一層の努力が必要である。

また、近年、生徒指導直後の発作的な飛び降り、いじめや教師の叱責等による生徒等の自殺が発生している。日頃から、学校や教育委員会等では、保護者と連携した生徒指導後のていねいな見守りなどにより、その兆候を敏感に感じとったり、生徒や保護者が学校等に悩みなどを相談できる体制を整えたり、普段から教師と生徒、生徒同士の温かい人間的な交流（人間関係）を深めておく必要がある。

(3) 学校生活における障害事故防止

① 教育活動中の事故

・ 体育活動中 119件

表6 体育活動中における発生状況

教科名等	種目等	件数	備考
保健体育	器械体操（跳箱運動） （マット運動）	3	跳箱の着地に失敗し、転落1 倒立からの転倒2
	陸上競技	2	30メートル走の後、倒れる1 マラソン中に突然倒れる1
	ドッジボール	1	床に顔面を強打する
	サッカー・フットサル	2	ボールが眼に当たる1 ボールが口に当たる1
	ソフトボール	5	ボールが口に当たる1、ボールが眼に当たる1、 打者が手放したバットが当たる1、ベース上で打者と交鎖し転倒1、足が側溝に落ちる1
	バドミントン	1	全身けいれん発作1
	球技その他（ゴルフ）	2	クラブが口に当たる1、ボールが眼に当たる1
	小計	16	
特別活動	ホームルーム活動	1	大縄跳び
学校行事	運動会・体育祭	3	ドッジボール1、綱とり1、チアリーディング1
	球技大会（サッカー）	1	他生徒が蹴ったボールが眼に当たる
	その他集団宿泊的行事 （スキー）	1	リフト乗車中、プラットホームより転落

教科名等	種目等	件数	備考
課外指導	水泳(含水球)	1	飛び込み
	器械体操	1	宙返り練習中に落下
	陸上競技	3	走行中転倒1、ハンマー投げで転倒1 棒高跳びの棒が当たる1
	サッカー・フットサル	14	他の選手と接触5、ボールが眼に当たる3、転倒2、 ボールが指に当たる1、ゴールと台座に指が挟まる1、 キックが顔面に入る1、その他1
	テニス(含ソフトテニス)	3	ボールが眼に当たる2、練習中に倒れる1
	ソフトボール	3	ボールが眼に当たる2、他の選手と接触1
	野球(含軟式)	44	ボールが当たる34(眼部10、歯口10、頭部1、顔部9、 股間4)、練習・試合中に突然倒れる3、フェンスに衝突 2、他者と接触1、バットが当たる1、防球ネットの準備 中1、ノックマシンに指が巻き込まれる1、その他1
	ハンドボール	2	両下肢に力が入らなくなり、倒れる1 足を捻る1
	バレーボール	4	ネットのロープが切れる1、練習中に突然倒れる1、 床に歯を打つ1、ボールが指に当たる1
	バスケットボール	7	ボールが指に当たる1、他の生徒と接触4、転倒2、
	ラグビー	5	他の生徒と接触3、野球をしていてバットが当たる1、 ランニング中に熱中症1
	卓球	1	ガラス戸に突進1
	バドミントン	1	シャトルが眼に当たる1
	ホッケー	2	スティックが当たる1、ボールが当たる1
	球技(その他) アメリカンフットボール	1	タックルされ転倒
	柔道	2	足を払われ転倒1、技を掛けられ負傷1
	剣道	1	その他
	ボクシング	1	マスボクシングで右頭部を打撲、けいれん1
	武道等(その他) (テコンドー)	1	股間を蹴られる
	小計	97	
合計		119	

体育活動中の障害事故は、119件で、昨年より5件増加している。その内訳は、課外指導が97件と最も多く、保健体育科が16件と次いでいる。その他、特別活動、学校行事が6件である。

保健体育科では、球技実施時に事故が多く、その他に水泳、器械体操等でも発生している。

課外活動で、最も事故が多いのが野球で44件である。その内容をみると、主に自分の技術の未熟さや行動による事故(主として自分自身の行動等に原因があるもの)、主に外の生徒の行動や施設・用具等にかかわる事故(主として他人や環境等に原因があるもの)、イレギュラーしたボールの捕球失敗など、どちらとも判断しにくい事故となっている。詳しく見ると、前者では、ノックや打者のボールを捕球しそこねたり、避けられなかったりして、打球が歯や眼に当たるといふ事故がみられる。後者では、他者の投げた(打った)予期せぬ球やバットが当たる、自分の練習相手以外の方から球が飛びだしてきて当たる、必要な注意を向けていない、避ける余裕

がないことなどがある。これらの事故の背景には基礎的な技術習得が不十分であることが指摘できるが、指導者・生徒ともに、他の選手との距離を十分取る、互いに声をかける、打撃投手やピッチングマシンの補助者の保護措置（ネット等）をする、練習前・練習中など日頃から施設や用具を点検し、改善しておくなどの基本的な危険回避対策を行うことがまず必要である。

また、安全点検、注意事項の掲示、部活動日誌への記録や声かけなどにより、毎日の練習時など日頃から、練習前の用具や施設設備の点検整備、種目に応じた注意事項や練習方法の確認、健康管理や安全確保に必要なものの準備など、選手自身が常に自他の安全に配慮することができるよう、部活動構成員全体で具体的に指導することが大切である。また、ソフトボールでも野球と同様に、打者やノック者の注意を喚起するとともに、声かけ、周囲の生徒の位置に問題がないかなど、指導者及び生徒自身が周囲に注意を払うようにすることが必要である。

野球に次いで事故件数が多いサッカーの事故は、14件であった。その内、他者との衝突・接触が5件と、昨年度同様に最も多かった。サッカーでは他者の至近距離でボールを蹴ることが多いため、技術が未熟であったり、選手間に技術の差があったりした場合には事故発生の可能性が高まる。指導者は能力を配慮した練習・試合を計画するとともに、必要以上に危険なプレーを避けるような指導を心がけるべきである。また、今年度はゴールを運搬していた際に、台座とゴールに指を挟む事故があった。ゴールを運ぶ際には、十分な要員を確保し、下ろす際には声掛けをするなども必要である。

バスケットボールの事故は7件と球技では野球、サッカーに次いで多く発生しており、5件は激しい身体接触・衝突が原因での事故であり、眼・頭部・口等を強打し、歯牙障害5件、視力・眼球運動障害1件などがある。ルールを遵守して危険なプレーを避けること、基本的な練習を十分に行って危険回避能力を身に付けることなどの指導が求められる。

ラグビーは5件と昨年と比べ発生件数が3件増えた。バスケットボールと同様、激しい身体接触・衝突が原因となる事故が過去にも発生しており、ルールを遵守して危険なプレーを避けること、能力・体力差の著しいもの同士を避けるなどの配慮、基本的な練習を十分に行って危機回避能力を身に付けることなどの指導が求められる。

バドミントン1件、ホッケー2件となっているが、シャトル・ラケット・ステックが眼・口・鼻等の顔部に当たる事故が発生している。練習などでは他の部員との距離をとるなど練習時の安全指導はもちろん、練習時以外の日ごろの安全指導も大切である。

バレーボールでは、ネットのロープが突然切れ、その反動でロープが歯に当たる事故が発生している。ネットの器具の不具合による事故は、度々発生しているため、日々の器具点検を欠かさずに行うことを心がけて欲しい。

テニスは、球拾いや眼鏡のずれを直そうとしたときに、打球が目へ衝突した事故が2件、練習中に突然倒れる事故が1件あった。打球が飛んでくる位置での球拾いや他の動作を行う際は、周囲に十分に留意することと、打球練習を行う他の部員も相手方の状況を判断してから練習を再開するよう指導することが大切である。

球技以外の種目では、水泳の飛び込みでプールの底での頭部強打・頸椎圧迫骨折、器械体操

での落下、ゴルフでクラブや球が他の生徒に当たる、武道では、柔道で2件、いずれも技を掛けられた際に負傷するなどがあった。

また、部活動中に野球や水泳等の他の競技を行い、負傷したり、練習後のトラブル・けんかによる事故もあり、体育活動中以外の安全指導と同様に、指導者は生徒自身及び相互に自他の安全に留意して行動することを、意識的に機会を捉えて指導する必要がある。

運動部活動等では、一般に同じグラウンドや体育館で複数の種目が同時に練習することが少なくない。そのため、自分の種目はもちろん、他の種目の練習状況に注意する、事故が発生しやすい種目間では練習時間をずらす、施設設備や用具の安全を確認する、ネット等で確実に隔離するなど指導者は常に全体に注意を払い、生徒も含めた関係者全員が安全を意識して行動することが必要である。

また、全体をとおしての際だった特徴を挙げると、体育活動中の障害事故119件の内、歯牙障害33件、顔面打撲等による視力・眼球運動障害等事故が31件、頭部・頸椎損傷による精神・神経障害が12件で、合わせて約6割を占める。

なお、体育活動以外・教育活動以外でも、歯牙障害が13件、視力・眼球運動障害が2件加わる。近年、この傾向が続いている。特に、大きな割合の歯牙障害を減少させることは、非常に深刻かつ緊急な課題であると思われる。

特に、本センターでは、研究指定校での研究等を元に、「学校の管理下における歯・口のけがの防止必携」を発刊し、さらに20、21年度の2カ年にわたって実施した「課外指導における事故防止対策の調査研究」及び26年度から実施しているスポーツ事故防止対策推進事業等の貴重なデータや取組を参考にするとともに、歯・口の障害防止策と安全教育の教材の一つとして、また、安全保護具としてのマウスガードの使用が効果的と考えられる。学校歯科医の指導の元、事例などを元に安全教育を実施すると共に、野球やバスケットボール、サッカー、ホッケーなどラケットやバットの使用、激しい接触プレーの伴う体育活動においてマウスガードを使用することを強く奨めたい。

・体育活動中以外 13件

表7 体育活動中以外における発生状況

教科名等	活動名等	件数	備考
その他の教科	農業	1	刈り込みばさみが、腕に刺さる
	工業	1	丸ノコ盤に接触
	総合的な学習の時間	1	川で野外活動中、岩から滑り落下
	その他の教科	2	シャーリングマシンに指が巻き込まれる 1 クッキーの生地を搾り出す成型機に手を挟む1

教科名等	活動名等	件数	備考
学校行事	その他儀式的行事 (卒業式の練習)	1	ギャラリーに上り下りする梯子の穴から落下
	避難訓練	1	4階に設置してある救助袋から降りた際にケガ
	その他集団宿泊的行事	2	花火が眼に当たる 1 ホストファミリーの飼い犬に咬まれる 1
課外指導	文化的活動	3	ストーブで火傷 1 ブロックと壁に指を挟む 1 その他 1
	その他	1	窓から転落
合計		13	

体育活動以外では13件で、昨年度より 9 件増加している。

工業系実習中の事故、インターンシップ中における事故が今年度は発生している。マシンの使用説明や、安全管理を徹底する事が必要である。また、校外での実習や集団宿泊的行事、修学旅行などの校外における学習においては、事前調査（踏査）の実施とそれに基づいた活動中の十分な安全管理・指導を行う必要がある。なお、毎年のように起こる生徒同士のトラブルなどによる事故については、生徒指導と連携を図りながら全校的に取り組み、事故を未然に防がなければならない。

② 教育活動中以外の事故

- ・ 休憩時間等 9 件

表 8 教育活動中以外の発生状況

場 合	活 動	件 数	備 考
休憩時間	休憩時間中	2	窓下の庇に落とした黒板消しを拾おうとして落下 1 扉の蝶番側に指を挟む 1
	昼食時休憩中	1	階段でつまづく
	始業前の特定時間中	1	他の生徒の手が当たる
	授業終了後の特定時間中	5	ふざけて転倒 2、他の生徒に持ち上げられ転倒 1、太鼓のバチが当たる 1、通路で野球部が素振りをしていたバットが当たる 1
合計		9	

教育活動中以外の事故は、9 件である。遊びや移動中の事故が発生している。その他には、落し物を取ろうとしてバランスを崩しベランダから転落する事故も起きている。

このような事故を防ぐためには、ホームルーム活動等で様々な事例をもとに事故の原因と結果について十分な理解させる、危険な行動をとることによる被害の大きさを認識させる、施設設備を正しく使用させるなどの内容を含む安全教育と転落防止対策などを行う必要がある。

③ 通学中の事故

・通学中の事故 15件

表9 通学中の発生状況

場 合	状 態	件 数	備 考
登校中	自転車	7	衝突3（車、自転車同士、電柱） 転倒4（坂道、歩行者の飛び出し、側溝にタイヤが落ちるなど）
下校中	徒歩	1	滑って転倒
	自転車	6	転倒5（自動車の飛び出し、坂道、側溝にタイヤが落ちるなど）、衝突2（電柱、落ちたものを拾う）
通学に準ずるとき	自転車	1	転倒
合 計		15	

通学中の事故は、15件で2件増加している。そのうちの多くが自転車乗用中で、登校で7件、下校中7件である。高等学校・高等専門学校では、自転車通学が増加し、原動機付自転車など二輪車の利用もあり、地域の関係機関や専門家等の協力も得ながら危険を安全に体験する実習や危険予測学習の実施や交通法規の遵守、安全な自転車の利用や正しい点検の方法、二輪車の安全運転などについて、体験等を重視した具体的で役立つ指導を実施する必要がある。

4 特別支援学校における事故防止の留意点

東京女子体育大学体育学部

教授 戸田 芳雄

特別支援学校では死亡事故が6件（中3件、高3件）発生しており、障害事故が12件（小1件、中4件、高7件）発生している。また、供花料支給対象の死亡事故は、中学部において1件であった。

プール活動中や休憩時間中に突然発作を起こしたり、給食で食べ物を詰まらせたりして死亡している事故がみられる。

また、今年は起こっていないが、入浴時に溺れたり、不整脈となったりするほか、食事中に転倒したり、予測しにくい様々な状況で発作を起こしたりして死亡に至るなどしている。いずれの場合も、既往歴の把握と関係者の留意事項などの共通理解、事故発生時の際の迅速な救急対応が求められる。できるだけ、教師や支援者などの注意と見守りで早期に対応し重篤化を防ぎたい事故である。もちろん、日頃から努力しているように、障害のある生徒の指導に当たっては、一人一人の障害の程度や内容、体の柔軟性やバランス感覚（姿勢保持力など）、使用している医療器具などに留意し、できるだけ目を離さず注意深く観察しながら行動や危険を予測し、安全に十分配慮して指導・支援に当たる必要がある。

また、障害が残る事故では、洗顔の準備用ポットで沸かしたお湯による火傷、つまずいて顔面の転倒や本棚への衝突による歯牙障害、廊下を勢いよく走り、曲がりきれずドアのガラスを手で突き破るけがなどが起こっている。

なお、今年は発生していないが、プールの壁での頭部打撲、サッカーをしている他の生徒と衝突、宿泊学習での花火による火傷、歯みがきの際の火傷、宿舎においての転落事故などが過去に発生している。

これらの事故を防ぐためには、活動中の転倒、校舎・宿舎からの転落などが起こる可能性（危険）を予測するとともに、お湯を使用する際の温度や、置き場の適切な管理を行う必要がある。また、校舎内や校外行事での移動中や様々な設定での自立のための訓練などで、指導者の直接の監視と介助はもちろん、自力で支えるための手すりなどの設置、転落・転倒防止などの環境的な支援をすることなども考えられる。さらに、活動の場は転落の危険の無い所を選ぶ、姿勢などに注意し指導者がすぐに支えられる位置に立つ、機械・器具用具を使用するときの子どもの指先・足先の位置を把握する、周囲の器具・柱・柵等をマットで防護するなどの対策も考慮することが大切である。

表1 特別支援学校での死亡見舞金支給状況 6件

教科等	活動名等	件数	校種・学年	備 考
各教科	体育（保健体育）	1	中3男	プールで活動中に変調。心肺蘇生を実施、当日死亡。（突然死；中枢神経系）
特別活動	給食指導	1	高3男	枝豆と刻んでとろみをつけたラーメンを摂取した後硬直。（窒息死）
学校行事	遠足	1	高1男	帰路、電車内にて睡眠明けに変調。病院で治療を受けたが、数日後に死亡。（突然死；大血管系）
休憩時間	授業終了後の 特定時間中	2	中1男	下校時、昇降口にて転倒し、入院。1ヵ月後に容態急変。（全身打撲）
			中2男	下校バスに乗り込んだ直後に発作。（突然死；心臓系）
寄宿舎にあるとき	—	1	高3男	就寝中に変調、起床時に発見。（突然死；大血管系）
合 計		6		

表2 特別支援学校での障害見舞金の支給状況 12件

教科名等	活動名等	件数	校種	備 考
各教科	体育（保健体育）	2	中3女	体育の授業中、時間走をしていたところ、右足側面の痛みを訴えた。（下肢切断・機能障害）
			高2女	体育の授業中、嘔吐があり教室内で休んでいた。全身に震えを認め発熱してきたため、毛布で本生徒を包み、ドライヤーで温めた際に火傷。（外貌・露出部分の醜状障害）
	自立活動	2	中3男	エアートランポリンで活動中、転倒。（下肢切断・機能障害）
			高1女	洗面器に入ったお湯を、教諭が目を離した隙に生徒が洗面器を手で倒し、熱傷。（外貌・露出部分の醜状障害）
特別活動	ホームルーム	1	高2男	同じクラスの生徒が当該生徒の顔を手で叩いた。（歯牙障害）
学校行事	その他集団 宿泊的行事	2	中1男	早朝に目が覚め、衝動的に施設駐車場のバス付近に近づき、転倒し、下顎部を強打。（歯牙障害）
			高3女	持病を発症し、転倒し口腔部を床に打撲。（歯牙障害）
休憩時間	休憩時間中	1	高3男	トイレに入ろうとした際、足ふきマットにつまずき転倒。（歯牙障害）
	始業前の特定時間中	2	小6男	浴室で下半身を洗浄するために本児を浴槽の中に入れ、お湯をいれた際、高温となり、熱傷。（外貌・露出部分の醜状障害）
寄宿舎にあるとき		2	高2女	本返却時に、本棚にぶつかった。（歯牙障害）
			中3男	寄宿舎の廊下を勢いよく走り、曲がりきれず、ドアのガラスを突き破る。（手指切断・機能障害）
			高1男	浴室から出ようとした途端、転倒。（歯牙障害）
合 計		12		

表3 特別支援学校での供花料の支給状況 1件

場 合	活動名等	件数	校種	備 考
寄宿舍にあるとき		1	盲中2男	寄宿舍指導員と浴室に行き、浴槽に入ろうとした際、変調。心肺蘇生を実施、当日死亡。(溺死)

5 幼稚園・保育所における事故防止の留意点

福岡大学医学部看護学科
准教授 小柳 康子

平成26年度の幼稚園・保育所における災害（負傷・疾病）の発生率は、幼稚園1.73%（前年度1.77%）、保育所2.15%（前年度2.16%）であり、保育所が幼稚園よりやや発生率が高いという傾向が続いている。本項では、災害報告の中で最も深刻な死亡事故や障害事故の事例から、その発生状況と事故防止について述べる。

I. 死亡事故と事故防止の留意点

1. 幼稚園・保育所における死亡事故の状況

表1表2は、平成20年度～26年度に発生した幼稚園・保育所における死亡事故である。平成26年度は前年度と同じ4件（幼稚園1、保育所3）の死亡事故が起きており、その内訳は、突然死62.8%、窒息死18.6%、溺死11.6%、頭部外傷7.0%であった。表1のように、幼稚園では保育中やプール、登園等の活動中に死亡事故が起きているのに対し、発生率の最も高い突然死の多くは、保育所における0歳～2歳児の午睡中に起きている（表2）。

平成26年度の死亡事故については、保育所における1歳男児の以下のような事例（【26死-48】突然死・突大血管系）がみられた。「午後3時に睡眠チェックを行ったときには、うつ伏せの状態のまま寝ており、寝息や顔色も特に問題はなかったが、午後3時10分に保育士が本児を起こそうと両脇の下に手を入れ抱き上げようとしたところ、本児の身体に力が入っておらず、頭が下がった状態であった。」突然死は、このように予測が難しく避けられないものがある。それゆえ睡眠中も保育の一環として、時間毎にチェック表を用いて、顔色、呼吸を見て触れて観察し、子どもの異変を発見した際は、迅速に心肺蘇生が行えるよう、日頃から心肺蘇生の研修を継続的に受けておく必要がある。また、子どもに心臓系や中枢神経系の基礎的疾患がある場合、学校の管理下においては「学校生活管理指導表」（日本学校保健会）を活用した管理指導がなされており、幼児も本指導区分に準じて管理指導を行うものとされている。これを参考に入園時から、既往疾患の有無等の保健調査を行い、主治医や保護者との連携のもとで子どもの健康管理を徹底する必要がある。

なお、本センター発刊の『スポーツ事故ハンドブック』には、死亡事故事例に関連する「突然死を防ぐ10カ条」「心停止に対する応急手当」や「頭頸部外傷の対応10か条」「頭頸部外傷事故発生時の対応フローチャート」等が掲載されている。学校安全Webよりダウンロードができるため、園での救急体制のシミュレーション研修に活用したい。

表1 幼稚園における死亡事故の内訳（平成20年度～平成26年度報告）

年齢	性別	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
3歳	男子							頭部外傷 (保育中)	1
	女子	窒息死 (遊び中)							1
4歳	男子				突然死 (降園中)		溺死 (プール)		2
5歳	男子					溺死 (川増水)			1
年度計		1			1	1	1	1	5

表2 保育所における死亡事故の内訳（平成20年度～平成26年度報告）

年齢	性別	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
0歳	男子	・突然死 (午睡中) 2名 ・窒息死 (午睡中)	・突然死 (寝かせた後) ・突然死 (遊んでいて)	窒息死 (午睡中)				突然死 (午睡中)	7
	女子						突然死 (午睡中)		1
1歳	男子	・頭部外傷 (遊び中) ・窒息死 (食事中) ・突然死 (午睡中)	突然死 (午睡中)	突然死 (午睡中) 2名	・突然死 (午睡中) 2名 ・窒息死 (おやつ)	窒息死 (おやつ)	突然死 (午睡中)		11
	女子	突然死 (午睡中)	突然死 (午睡中) 2名			突然死 (午睡中)			4
2歳	女子	突然死 (午睡中)	突然死 (午睡)	突然死 (午睡中)	突然死 (午睡中)	・窒息死 (午睡中) ・窒息死 (おやつ)	突然死 (午睡中)		7
3歳	男子					突然死 (観察中)			1
4歳	男子	・突然死 (食事中) ・突然死 (午睡中)							2
5歳	男子							溺死 (園外)	1
	女子	溺死 (降園中)	溺死 (プール)	突然死 (午睡中)				頭部外傷 (自転車/ 登園中)	4
年度計		11	7	5	4	5	3	4	38

2. 突然死以外の死亡事故（「頭部外傷」と「溺死」）の防止

平成26年度の突然死以外の死亡事故は、「頭部外傷」によるものが2件（幼稚園、保育所各1件）、「溺死」が1件（保育所）みられていた。まず、「頭部外傷」による死亡事故の事例から、事故防止について述べる。事例【26死-51】では、自転車の3人乗りをして保育所に登園中、すれ違いざまにバランスを崩して転倒したこと、加えてシートベルトが未装着であったという要因が重なって、後部座席の5歳女児が死亡する事故が起きた。

26死-51	保5歳・女	頭部外傷	登園中
--------	-------	------	-----

自転車のうしろに本児が乗り、前に妹が乗り、保護者が運転して登園していた。歩道（道路側）を走っていたが、狭かったため、対向自転車とすれ違う際、バランスを崩し転倒した。後ろに乗っていた本児はシートベルトをしていなかったため、車道側に転倒し、踏切で止まっていた中型車の前輪と後輪の間に入ってしまった。その直後、踏切が開き動き出した車に轢かれた。救急車で病院に搬送されるも、死亡した。

登園の時間帯は交通量も多く、自転車通園には危険が伴う。事故防止策としては、道路交通法63条の10により努力義務になっているヘルメット着用はもちろんのこと、自転車は安全基準マークの付いた重心の低い20インチ程度の自転車に子ども専用の椅子を取り付けて、シートベルトを装着することが望ましいとされている。これは死亡事故ではないが平成22年にも、祖母の運転する自転車の前に同乗中の2歳児が自転車ごと転倒する障害事故があった。また、平成26年度の例のように、自転車の停車中にも障害事故が起きていた。「園敷地内の駐輪場で本児を自転車に乗せようとした直前に転倒し自転車に突っ込むように倒れた」【26障-397】。頭部外傷は深刻な事故に結び付きやすいため、停車中の自転車に幼児を乗せる時は、先にヘルメットを着用させてから乗せた方がより安全である。通園の手段や地域の交通状況により危険箇所も多様であるため、保護者会や園だよりを通じて安全な通園について確認し合い、園と保護者が協力して子どもの安全を確保したい。

一方、事例【26死-49】では、幼稚園で3歳男児が、「家族参観日に屋上に出た際に、フェンスに立てかけてあった強化プラスチック製の子供用のプールによじ登ったところ、プールが倒れてきて下敷きになり、頭部を強打する」という「頭部外傷」による死亡事故がみられた。子どもは好奇心が旺盛で思わぬ行動をとることから、いつもと異なる場所で保育をする場合は殊に、事前の安全点検と環境整備が欠かせない。

その他、園外保育における「溺死」【26死-50】も1件発生していた。「園外の川遊び中に、いかだが転覆し、川に投げ出される」。消防隊員の捜索で川の中から発見された事故である。警察庁の調査によれば、平成26年度の子どもの水難は、1,305件発生しており、うち中学生以下が166件で、発生場所の半数以上が「河川」であった。河川の危険性を認識して、流れが速くなる河川の曲がり角に保育者を配置したり、予め幼児にライフジャケットを着用させたりする等、“事故が起こるかもしれない危険性”を把握して、リスクマネジメントをする重要性が再認識される。

Ⅱ. 障害事故の発生と事故防止

1. 幼稚園・保育所における障害事故の状況

図1は、平成20年度から平成26年度までの幼稚園や保育所における死亡・障害事故の報告数のデータである。図1をみるとわかるように障害事故は、平成23年度に一旦減少したものの、その後増加傾向に転じており、平成26年度の障害事故は、昨年より3件多い22件がみられた。なお、障害事故の発生には、幼稚園・保育所ともに男女の性別による有意の差はなかった(図2)。

過去6年間のデータから、幼稚園・保育所における障害事故には3つの特徴がみられた。第1に、幼稚園では4歳5歳児、保育所では1歳4歳5歳児の障害事故の報告数が多いことである(図3)。歩き始める1歳過ぎは、不安定で転倒しやすく、4、5歳児は活発に活動して転落や衝突を起こしやすい。さらに幼児は一人ひとり行動のパターンが異なるため、事故発生率の高い園庭や保育室では特に、発達毎の危険を想定した安全管理が必要である。

第2に、発生の種別では、外貌・露出部の醜状障害が70.3%、視力・眼球運動障害8.4%、手指切断・機能障害7.1%、精神・神経障害4.5%と醜状障害が多いことである。そこで、第1と

図1 幼稚園・保育所における障害事故報告数の推移 (H20~H26年度報告)

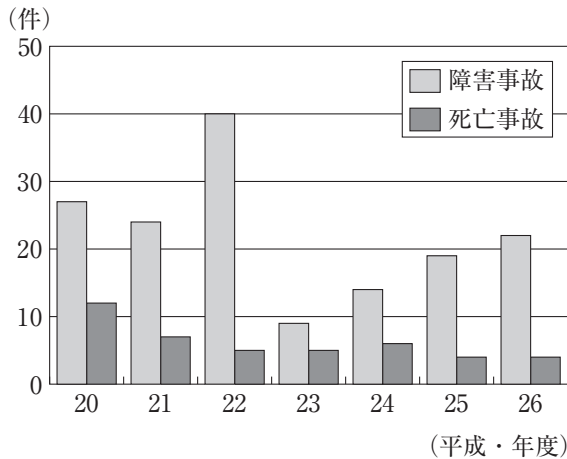


図2 性別の障害事故報告数 (H20-26)

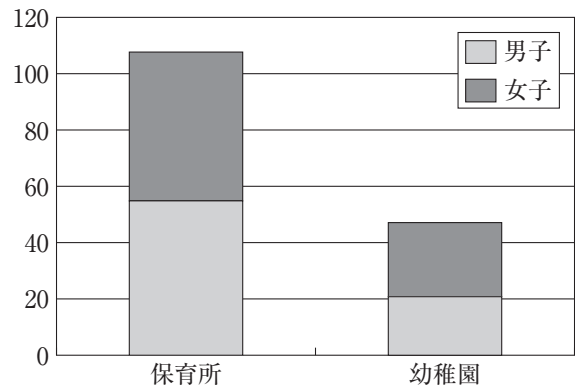


図3 幼稚園・保育所別、年齢別の障害事故発生状況 (H20~H26年度報告)

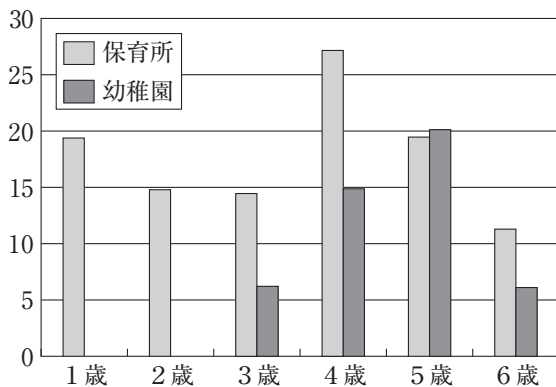
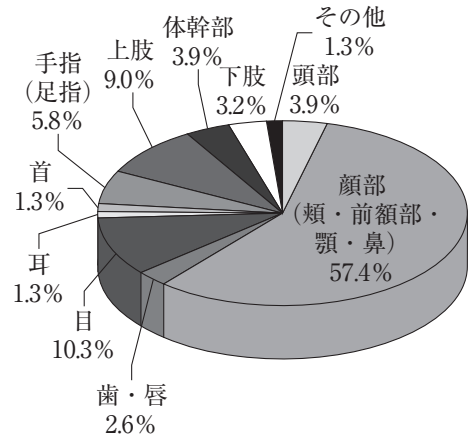


図4 幼稚園・保育所における部位別の障害事故発生状況 (H20~H26)



関連して、活動の場所における柵、机、柱等の角、突起物をなくす又は衝突や落下に備えて緩衝材を利用することで、痕が残るような創傷は未然に防ぎたいものである。

第3は、首から上のけがは注意を要することである。図4の部位別の障害事故発生状況をみると、首から上（頭部・顔部・眼・鼻・耳・歯・首）の障害が、76.8%を占める。園のけがは、ほとんどが軽微であるとはいえ、頭部が大きくて重い乳幼児の特性から、転倒や転落をして首から上を強打すると深刻な事故に陥りやすいことが事例からうかがえる。よって、普段からいつものけがだと軽視せず、重大事故がいつ起こるかもしれないという意識を持つこと自体が、重大事故の防止に繋げる危機管理のスタートであるといえる。

2. 発達と障害事故防止の留意点ー平成26年度を中心に

障害事故の発生の直前の動作を分析すると、「打った」が最も多く次いで「引っ掻かれた」と「転倒」が並ぶ（図5）。しかし、3歳未満児と3歳以上児では、直前の動作に異なる特徴があった。そこで、各々の直前の動作や事故状況から事故防止について考えたい。

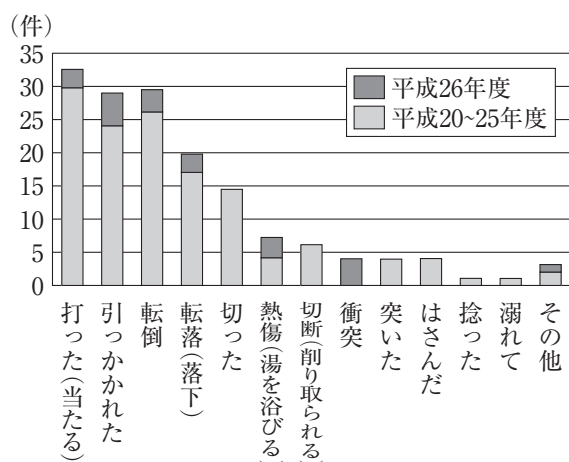
（1）3歳未満児の障害事故の直前の動作と事故防止

まず、平成26年度の3歳未満児の障害事故の直前の動作をみると、多い順に、「引っかかれた（ひっかく）」3件、「転倒」「熱傷」各2件、「衝突」1件であり、その結果、外貌・露出部の醜状障害に至っていた。「引っかかれた」事故は、過去にもおもちゃの取り合い等のトラブルに起因した報告がみられたが、中には保育士が気づかない間の出来事もあった。低年齢児では特に、言葉より先に手が出たりすることがあり、軽いひっかき傷は普通に見られる。しかし、軽度のけがと障害事故の直前のひっかく動作はほぼ同じであり、その発生は紙一重といえる。顔に傷跡が残る程の重度の障害を防ぐには、幼児の人数に対しておもちゃの数や用具を出すタイミングと配置はよいか等確認をして見守り、トラブル発生時は「痛いって泣いているよ」と相手を意識させ、「貸してって言いたかったのね」と感情を言葉で表現できるようにする。この日常的な支援の積み重ねが重大事故の防止に繋がる。

次に事故直前の動作「転倒」の事故をみよう。「転倒」による事故は、走っていて水槽や柱に衝突して起きていた。幼児は、大人と比べて身長が低いいため、安全点検は幼児の目線で行う必要がある。子どもは視線が低く視野が狭い上に、一つのことに関心が向くと、周囲が目に入りにくい行動特性がある。そこで、3歳未満児の事故予防は、柱等に予め緩衝材を巻く等の転倒や衝突に備えた安全管理と共に、廊下等走らない言葉かけが大切である。

最後に取り上げる「熱傷」も未然に防ぎ

図5 幼稚園・保育所における障害事故の直前の動作



たい事故の一つである。事例をみると熱傷の受傷には、3つの特徴があった。

1つめは、1歳過ぎに熱い物に子ども自らが手を出すパターンである。例えば「熱いうどんの入ったお鍋を置き、保育士が目を離れたすきに本児がお鍋に手を入れた」【26障-393】。

2つめは、物を引っ張ったために起こるパターンである。「園児が加湿器のコードを引っ張って加湿器を倒して湯を浴びる」(H22)。他にもテーブルクロスを引っ張る事故が予想される。

3つめは、保育者の不注意による事故である。「鍋に入ったスープを運んでいる時、近づいてきた子を避けようとして転倒し、スープがこぼれ、本児にスープがかかり熱傷した」【26障-392】。過去にも「保育士が加湿器の中に入っている湯を捨てるために流し台へ移動中に加湿器を落とし本児にかかり熱傷した」(H25)。

このような3歳未満児の熱傷を防ぐためには、保育者自身の安全意識を高めると共に、手を伸ばしたり引っ張ったりする発達途上の幼児の行動パターンから危険を予知し、事故を防ぐ必要がある。

(2) 3歳以上児の障害事故とその防止—遊具による事故を中心に

平成26年度の3歳以上児の障害事故の直前の動作は多い順に、「打った(当たる)」3件、「衝突」3件、「転落(落下)」2件等であった。今回の特徴の一つが、ジャングルジムからの転落、うんていからの落下、鉄棒から手が滑って下の踏み台で頭部を打つといった遊具による深刻な事故がみられたことである。そこで、ここでは遊具による事故とその事故防止を中心に述べる。例えば、幼稚園の遊戯場で3歳男児が「ジャングルジムの1段目(45cm)から転落した。左側頭部から落ち、その直後おう吐し、5分ほどして視線が合わず呼びかけにも反応がなかった」【26障-388、精神・神経障害】。遊具の側で保育者が見守るだけでは事故は防げない。3歳以上児では、遊具の下には物を置かない等、危険な行動を自ら避けることができるような安全教育が必要なことはもとより、3歳児の遊具の使い始めの指導や遊具からの転落・落下による事故に備えて保育者の目線に死角をつくらないこと、さらに遊具の下に緩衝材を敷く等の環境構成が必要である。

幼稚園・保育所における遊具による事故を防ぐために、過去6年間の遊具による事故事例に焦点を当て、その環境への配慮並びに保育者の支援を例示した(表3)。表3を題材にして、各園の実情や実態を踏まえて全職員で事故防止策について話し合い、安全への支援について共通認識を持つことが、最も有効な事故防止策となるのではないかと考える。

表3 幼稚園・保育所における遊具別の事故（H20～H26）と事故防止

遊具	年齢	事件事例	報告年度	□環境への配慮	□保育者の支援
登り棒	5	登り棒より転落、下にあった木の柱で下顎を打撲（外貌醜状障害）	H25	□下に物が放置されていないか安全点検	□どれくらいの高さから転落したのか、目を離さない。ふざける等の危険を予知し支援する
		登り棒より手を離し、下に落ちた（せき柱障害）	H24	□転落に備えて、緩衝材マットを敷く、砂場等で柔らかくする工夫 □コンクリートの支柱がむき出しになっていないか	□事前に子ども達と遊び方の約束をしておく
うんてい	3	うんていに腰かけ、棒と棒の間から落ちる（上腕部骨折）	H24	□体の大きさとうんていの棒の間隔	□うんていの上に登ったり、割り込んだり危険な遊びをしていたらやめさせる。目を離さない。
	4	手が滑って落ち側頭部を打つ（聴力障害）	H26	□緩衝材マットを敷く等の工夫	□雲ていの下で遊ばないように指導する
	6	雨上がりにうんていが濡れており友達とふざけていて足を滑らせて転落（胸腹部臓器障害） 手を滑らせて顔面から地面に落ち下顎を切る（外貌醜状障害）	H22 H20	□雨で濡れて滑りやすくなっていないか安全点検 □下に物を置かない	□雨で濡れている時は、遊具で遊ばない（濡れて滑らないように拭く） 〈その他の配慮〉 縄跳び等のロープをかけない
ブランコ	3	ブランコをこいでいて後ろに尻もち（外貌醜状障害）	H21	〈その他の配慮〉 ・鎖に指が入らないか点検、チェーンにビニールカバーをつける	□発達に合った乗り方。乗り始めは、ブランコの握り部分をしっかりと握るよう支援する。 □背もたれに立って立ちこぎをしないよう指導
	4	手を離して転倒し乗っていたブランコで顎を打つ（外貌醜状障害）	H23	・並ぶ場所の設定・順番待ちの子どもが、ブランコの前後の横切りを防ぐ柵等の工夫	□戻ってくるブランコで頭部を打つことを予知して側で付き添う
		リングブランコ（二人乗り）背もたれに立って大きく揺すって反動で落下（外貌醜状障害）	H21	・ブランコの安全点検と周囲に危険な物はないかの点検を行う	〈その他の配慮〉 ・ブランコの前後を横切らないよう指導
6	前に飛び降りた時バランスを崩し顔から前へ倒れ（視力眼球運動障害）	H22	□緩衝材のマットを敷く	□立ちこぎや飛び降りなど子どもの行動に危険性はないか観察・指導	
滑り台	3	滑り台手すりの突っ張り部分にポンチョが引っ掛かり首を吊る状態になる（窒息死）	H20（死）	□滑り台に引っ掛かりやすい部分がないか安全点検（その他） ・滑り面に指の入るような破損や隙間がないか安全点検 ・着地部に緩衝材マットを敷く ・マットに破損や亀裂はないか	□服装の指導（フード付き、引っ掛かりやすい紐、マフラー、カバン、水筒を身につけて遊ばない）。 □年齢に合った遊び方。保育者が側で見守る
	4	滑り台斜面途中から飛び降りようとして落下（外貌醜状障害）	H22		□遊びのルールを話し合う ・友達を押ししたり、ふざけたりしないよう指導 ・一度にたくさん上に登らせない
	5	鬼ごっこをして滑り台の下を潜って逃げようとしてバランスを崩して転び滑り台の側面で顎を打つ（ \times ）	H25		□遊具の周囲で鬼ごっこを禁止している園もある。遊びの動線やスペースがあるかを確認する。
	6	逆から登り後ろから声をかけられ振り返り転落（ \times ）	H22		□逆登りをしない等の指導
鉄棒	4	両足をかけていて足が離れ転落（精神・神経障害）	H22	□緩衝材マットを敷く配慮等 ・周囲で遊んで遊具に衝突する時は、遊具の棒に緩衝材を巻く	□手の届く位置で見守る
		手が滑って下に置いていた踏み台用の小さい丸太に額がぶつかる（外貌醜状障害）	H26	□下に物を置かない	・鉄棒の握り方の指導 ・鉄棒の太さは、体に合っているか。 ・遊んでいる人との接触に注意
	5	ぶら下がっている時、他児が投げたリールが手に当たる（手指切断・機能障害）	H22		
ジャングルジム	3	屋内のジャングルジム1段目から（45cm）から転落（硬膜下血腫・四肢まひ）	H26	□3歳児の遊具使用初めは特に注意する ・周囲に緩衝材を敷く	□発達に合った遊び方・側で見守る □室内外を問わず動きやすい服装や靴の指導
	4	足を滑らせて落下（胸腹部臓器障害）	H22	・雨で滑りやすくなっていないか安全点検	・物を持ったまま遊ばない。 ・ロープをかけたりして遊ばない。
回転遊具	6	預かり保育中に回転遊具で数名の友達と遊んでいたところ手をけがした（手指切断・機能障害）	H20	□遊具に指の入るような隙間はないか点検	・動く遊具に異年齢の子どもがいる時に激しく回転させる遊びは危険
固定遊具	5	固定遊具のロープに足が引っかかり落下（上肢醜状）	H21	□ロープやネットに穴やほつれはないか点検	□固定遊具のルールについて話し合う。

Ⅲ. 供花料支給事故と事故防止

通園中に、園児が交通事故に巻き込まれる供花料支給事故が繰り返し起きている。今回は、「母と兄（3歳児）とで、保育園から自宅への降園中に交通事故に遭う」【26供-32】という報告が1件みられた。通園中の交通事故を減らすためには、保護者の安全意識の向上と協力が不可欠である。地域住民や保護者と一致協力した安全に関する取り組みによって、交通事故を防ぐことが、引き続き課題であるといえる。